

**犯罪被害者等基本計画案試案
その二
(第8回検討会用事務局案
に係る意見を踏まえた
事務局案その二)**

〔推進体制・第1 損害回復・経済的支援等への取組〕

内閣府犯罪被害者等施策推進室

推進体制

政府においては、基本方針及び重点課題を基礎としながら、犯罪被害者等からの要望等を踏まえ諸施策を展開していくことが重要であることは言うまでもないが、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるためには、「施策の推進」という視点が重要である。基本法第8条においても、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。

連携協力については、総論として、基本法第7条に定められており、施策の策定・実施に関する犯罪被害者等の意見の反映等については、基本法第23条に規定されているところ、これらについて、具体的な措置を、より明確にしていく必要がある。また、施策の実施の推進及び実施状況の検証・評価・監視は、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務であり、これについても、基本法の要請や犯罪被害者等の要望を踏まえ、適切に行っていく必要がある。

[基本法から導き出される事項]

基本法第7条からは、国として施策の推進に~~関して講ずべき措置~~必要な事項として、

国の行政機関相互の連携・協力

地方公共団体との連携・協力

その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

が掲げられ、また、基本法第23条からは、国として施策の策定及び実施において~~配慮すべき~~踏まえるべき事項として、

犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策策定過程の透明性の確保

が求められている。

さらには、犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して、

施策の実施状況の検証・評価・監視

フォローアップの実施
基本計画の必要な見直し

が求められる。

[今後講じていく施策]

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
 - ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行っていく。
 - イ 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（平成17年4月1日関係府省庁等申合せ）を活用し、関係府省庁等の間での随時の連絡調整等を行っていく。
 - ウ 犯罪被害者等施策推進会議及び内閣府において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。
- (2) 地方公共団体との連携・協力
 - ア 内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。
 - イ 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間との情報共有等を図る。
 - ウ 内閣府において、構造改革特別区域制度の活用を通じた地方公共団体における犯罪被害者等施策の可能性について周知を図る。
- (3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
 - ア 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。
 - イ 内閣府において、犯罪被害者団体同士の情報交換に資する観点から、「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」の構築・活用を図り、その犯罪被害者団体等への周知を行う。
- (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
 - ア 内閣府において、関係省庁からの参加を得て、様々な犯罪被害者団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設ける。
 - イ 内閣府において、犯罪被害者団体等の意見を、上記の機会のほか、様々な媒体により、随時受け付ける。
 - ウ 犯罪被害者団体等から聴取した意見について、適切に施策に反映さ

せるよう努める。

(5) 施策策定過程の透明性の確保

ア 情報公開法行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨に照らし、情報公開を行っていく。

イ 犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努める。

ウ 内閣府において、「犯罪被害者等施策」のホームページを、犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視

ア 犯罪被害者等施策推進会議において、施策の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施するさせる。

イ 犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の作成・推進による効果についての評価を実施し、その結果を基本計画及び個別施策の改定・見直し等に反映させる。

ウ 犯罪被害者等施策推進会議において、施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う。

(7) フォローアップの実施

内閣府において、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視の取組と連携し、~~定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき~~、施策の実施の推進を図る。また、内閣府において、点検結果について、年次報告等を通じて公表する。

(8) 基本計画の必要な見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、犯罪被害者等基本計画を見直す。

各府省庁が個別具体の犯罪被害者等のための施策を実施するに当たって留意すべきものを定めたものについては、関係府省庁すべてが留意すべき事項であり、したがって府省庁名を付していない。

一方、基本計画に基づく施策の推進を図る内閣府並びに施策の実施の推進及び施策の実施状況の検証・評価・監視を行う犯罪被害者等施策推進会議については、当該所掌事務に基づき、担当機関名を付している。

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、第12条において「損害賠償の請求についての援助等」、第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第16条において「居住の安定」、第17条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

[現状認識]

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。その損害の金銭的回復は、犯罪被害者等が自ら行う加害者の不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている。また、損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって犯罪等による被害の金銭的回復を図るためのものというだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としての重要な意味を有している。

しかしながら、多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、の更なるかかわりを忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の請求を躊躇することが少なくなく、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を与えることにもなる。また、訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面する。そのため、損害賠償の請求を躊躇する犯罪被害者等も少なくない。そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来すなど、損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能

しているとは言い難いとの指摘がある。

(上記〔現状認識〕に対する警察庁質問)

「損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例で」とされている理由をご教示願う。

(上記質問に対する内閣府回答)

第2回検討会における岡村構成員提出資料(手記)中に、『犯罪被害の回復は、原則として加害者が行う』とされている・・・これほどの空論も珍しい・・・金を返してくれる詐欺師がいたら、お目にかかりたい、殺人犯に養ってもらえる遺族が、どこにいるというのか・・・こんな浮世離れした理論・・・と指摘されている。同じく大久保構成員から、「殺人等の重罪の場合、そもそも十分な被害が弁償されることは稀」と指摘されている。また、犯罪被害者団体等から意見をお聴きした際に、「損害賠償請求が認められても実際は支払われないことが多く、泣き寝入りさせざるを得ない」と指摘されている。

これらの指摘を踏まえ、「通例であって、・・・十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。」と表現したものである。

なお、第91回国会における犯罪被害者等給付金支給法案の審議の中で、昭和55年3月26日の衆議院地方行政委員会・法務委員会連合審査会での質疑において、沖本泰幸委員が、「警察庁からちょうだいしている『犯罪被害者に対する給付制度の創設について』の御説明の中にも、『通り魔殺人、爆弾事件などの暴力犯罪によって死亡し又は重大な障害を受けた場合、被害者やその遺族は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為による損害賠償の制度では、救済されない場合が通例である・・・』ということですが、・・・」とある。

(上記〔現状認識〕に対する最高裁判所意見)

「...損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、...」という箇所の上二重下線部分は、犯罪被害者が勝訴判決を得ても、実際にはほとんど無意味であるという断定的な印象を読み手に与えかねないのではないかと懸念される。

勝訴判決を得ても損害回復の目的が果たせないことが通例であることを裏付ける客観的なデータに欠けることに加え、例えば、交通事故の被害者等が勝訴判決を得た場合などのように、経験的には勝訴判決を得ることによって、相応の損害回復がされることも少なくないと考えられることからすると、少なくとも、損害賠償を求める訴えが認容された場合に、このように言い切れるのかについては、経験的に疑問なしとしない。

(上記意見に対する内閣府意見)

適切な表現について、検討会において御議論いただきたい。

(上記〔現状認識〕に対する法務省意見)

本基本計画骨子における、各〔現状認識〕は、その内容や、「～との指摘がある。」との締めくくり方から、現在の状況について犯罪被害者等又はその支援団体等から寄せられている問題意識をまとめたものであると理解してきたが、個々の〔現状認識〕欄の書きぶりによっては、認識の主体が曖昧になっているものが見受けられる(例：Ⅴ第1 1. 損害賠償の請求についての援助等)。これは、〔現状認識〕という表題に問題があると思われるので改めるのが適当であり、例えば、〔現状に対する犯罪被害者等からの指摘事項〕などに改めるのが相当である。

(上記意見に対する内閣府意見)

現状認識は、当検討会の現状認識である。犯罪被害者等のための施策の策定・実施に当たっては、犯罪被害者等が置かれている現状に対する認識は、各施策が必要とされる理由であり、各施策の前提となるものである。また、国民の理解を増進させる上での前提ともなるものであるため、正確かつ十分な内容となるように、構成員各位の御協力を賜りたい。

「多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。」部分について、生命犯、身体犯、財産犯等の被害を一括りにし、被害の内容や程度に個人差

があることを捨象した書きぶりであり、一見多くの犯罪被害を網羅しているようであり、さほど重大な損害を被っていない犯罪被害者や、経済的に困窮していない犯罪被害者はこれから述べられる施策の対象外であるとの印象を与えかねない内容となっている。また、列挙されている犯罪被害と、被害者が「経済的に困窮する」こととは論理必然の関係ではない。これらはいずれも誤解を与える表現であり、適宜な形に改めるか、削除するべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

「犯罪等による被害」と言った場合に、一般的に、比較的軽微な被害を想起され、相当数の犯罪被害者等が、多大の損害を被り、経済的に困窮していることに対する認識が十分でないことを危惧し、特に指摘するとともに、この分野における犯罪被害者等のための施策の重要性を改めて指摘しようとしたものであるが、重大な損害を被っていない犯罪被害者等が施策の対象外となるなどの印象を与え、それが問題であるということであれば、修正する必要があると思料する。検討会において御議論にいただきたい。

なお、列挙されている犯罪被害と経済的に困窮することが論理必然のように誤解されとの御指摘であるが、この部分は、相当数の犯罪被害者等がここに列挙したような「多大の損害を被」っていることを摘示するとともに、相当数の犯罪被害者等は「多大の損害を被」ったことにより「経済的に困窮」していることを摘示するものである。すなわち、ここに列挙したような犯罪被害が経済的困窮の要因となり易い関係にあることを前提とした記述であるが、ここに列挙した犯罪被害があれば必然的に経済的に困窮するとまで指摘したものではない。もっとも、ご指摘のように、そこに論理必然の関係があるかのように誤解され、そのことが問題であるのであれば、修正する必要があると思料する。検討会において御議論いただきたい。

いずれにしても、検討会の現状認識として、極めて重大な損害を被ったり、経済的に困窮する犯罪被害者等が相当数に上ることを示すことは意義のあることと考えており、構成員として、適宜な表現を御提示いただけると幸いです。

「その損害の金銭的回復は、犯罪被害者等が自ら行う加害者の

不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている。」部分について、加害者から自主的に被害弁償及び慰謝料等の支払いがなされることもあるが、その点が捨象され、あたかも被害者自身が要求しなければ一切弁償を受けることができないかのような誤解を与える表現である。

(上記意見に対する内閣府意見)

犯罪被害者等側に法的手段としてあるのは、不法行為を原因とする損害賠償請求であるので、「犯罪被害者等が自ら行う加害者の不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている」という表現としたもの。検討会において御議論いただきたい。

「損害賠償の請求は、…金銭的な回復を図るためのものというだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としての重要な意味を有している。」部分について、不法行為に基づく損害賠償請求は、あくまでも不法行為による金銭的な損害の回復を図るためのものであり、その中で不法行為の全容解明や被害者の名誉回復等があるとしても、請求の過程における事実上の効果に過ぎない。ただしこの部分は一部原案にもあったので、その趣旨を維持して残すとすれば、「損害賠償の請求は、…金銭的な回復を図るためのものであるが、これに加えて、～機会としての重要な意味を有しているとの指摘がある。」とするのが相当である。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘のとおりとしたい。

「しかしながら、…」以降については、原案に戻すべきである。
(理由)

まず、修正案のうち「訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面する。」(4ページの下から9行から5行まで)については、犯罪被害者等が常に「高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること」に直面しているとの誤解を招くものと思われる。

次に、「そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、」（下から4行から1行まで）のうち、

ア 「賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、」については、そもそも「執行」は債務者（本件では加害者等）が任意に（損害賠償）債務を履行しない場合に行われるものであるから、債務者が損害賠償債務を履行しないから「執行」に困難を来すという記述は論理的に矛盾している。

イ 「…損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、」（下から2行から1行まで）については、統計的根拠に基づくものなのか疑問がある。また、損害賠償の目的を果たせないのは、加害者に賠償能力が欠如している場合の問題であり、加害者に賠償能力がある場合には勝訴判決に基づいて強制執行をすることによって目的を達することができるのであって、強制執行の手續に問題等があるわけではないから、あたかも強制執行の手續に何か問題があるかのような誤解を与えるという意味でも、このような記述は不適當である。

仮に原案に戻すことが困難である場合には、修文案について、下記のとおり修文（青）が必要であると考えられる。

しかしながら、~~多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、の更なるかかわりを忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の請求を躊躇することが少なくなく、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を与えることにもなる。また、訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面しているとの指摘がある。そのため、損害賠償の請求を躊躇する犯罪被害者等も少なくないと考えられる。そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり不十分である場合には、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、損害回復の目的を果たせないことがありえむしろ通例であって、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。~~

（上記意見に対する内閣府意見）

「犯罪被害者等」が置かれている現状として、損害賠償の請求を行ったり、訴訟を行う上での様々な困難があることについて、一般的な認識が十分でないことを危惧し、特に摘示するとともに、

この分野における犯罪被害者等のための施策の重要性を改めて指摘しようとしたものであり、御指摘のように「常に」直面しているという誤解を招き、それが問題であるということであれば、修正する必要があると思料する。検討会において御議論いただきたい。

アについて

そもそも「執行」は債務者が損害賠償債務を履行しない場合に行われるものであるから、債務者が損害賠償債務を履行しないから「執行」に困難を来すという記述は論理的に矛盾しているとの御指摘であるが、「賠償を殊更拒まれ」の趣旨は、犯罪被害者等からの意見・要望にあるように、財産を隠すなどの行動を伴って賠償を拒むことを意味しており、そのために執行できないことを指摘している趣旨である。それゆえ、「殊更」としたものである。検討会において御議論いただきたい。

イについて

このような記述とした理由は、次のとおりである。

第2回検討会における岡村構成員提出資料（手記）中に、『犯罪被害の回復は、原則として加害者が行う』とされている・・・これほどの空論も珍しい・・・金を返してくれる詐欺師がいたら、お目にかかりたい、殺人犯に養ってもらえる遺族が、どこにいるというのか・・・こんな浮世離れした理論・・・』と指摘されている。同じく大久保構成員から、『殺人等の重罪の場合、そもそも十分な被害が弁償されることは稀』と指摘されている。また、犯罪被害者団体等から意見をお聴きした際に、『損害賠償請求が認められても実際は支払われないことが多く、泣き寝入りさせざるを得ない』と指摘されている。

これらの指摘を踏まえ、『通例であって、・・・十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。』と表現したものである。

なお、第91回国会における犯罪被害者等給付金支給法案の審議の中で、昭和55年3月26日の衆議院地方行政委員会・法務委員会連合審査会での質疑において、沖本泰幸委員が、『警察庁からちょうだいしている『犯罪被害者に対する給付制度の創設について』の御説明の中にも、『通り魔殺人、爆弾事件などの暴力犯罪によって死亡し又は重大な障害を受けた場合、被害者やその遺族は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為による損害賠償の制度では、救済

されない場合が通例である・・・』ということですが、・・・』とある。

検討会において御議論いただき、適切な表現としたい。

(上記[現状認識]に対する岡村構成員意見)

骨子においては、

「第1 損害回復・経済的支援への取組 1 損害賠償の請求についての援助等 [現状認識]・・・加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、・・・」とあるが、これを、

「第1 損害回復・経済的支援への取組 1 損害賠償の請求についての援助等 [現状認識]・・・加害者の所在等の情報が不足していること、加害者に住所を知られることの恐れなど、犯罪被害者等は、・・・」
と改めるべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

適切な表現について、検討会において御議論いただきたい。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第12条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助
- ・ 当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

附帯私訴制度の導入

損害賠償命令制度の導入

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

公費による弁護士選任

国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、

印紙代等）の補償等

日本司法支援センターの活用
その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等
その他損害賠償請求に関する援助
に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

- (1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記(1)に対する岡村構成員意見)

骨子においては、[今後講じていく施策](1)「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」に関し、法務省において検討すべき制度として「附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等」が挙げられている。

しかし、「損害賠償命令」は、「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切・な実現」(犯罪被害者等基本法第 12 条) の手段として適切でないため、削除することを求める。

没収・追徴を利用した損害回復制度は、12条の施策として十分なものではない。附帯私訴訟制度の導入が不可欠である。

(上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。

- (2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討

損害賠償債務の国による立替払及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相

当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- (3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討

公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非について、上記(2)記載の検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- (4) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】(再掲：第3、1.(8)ア)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】(再掲：第4、1.(15)ア及び第3、1.(8)イ)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】(再掲：第4、1.(15)イ及び第3、1.(8)ウ)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】(再掲：第4、1.(15)ウ及び第3、1.(8)エ)

オ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知する。【法務省】(再掲：第4、1.(15)エ及び第3、1.(8)オ) 第11条(15)及び第18条(8)にも加える。

- (5) ~~その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等~~公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施

~~ア~~ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲：第3、1.(3))

~~イ 刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】~~ (7)へ移動

~~ウ (財)自賠償保険・共済紛争処理機構における調停、保険会社に対する立入検査、適正な支払いを行うことの指示等により、自賠償保険~~

- ~~金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】~~ (8)アへ移動
- ~~三 金融庁において、策定中の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。【金融庁】~~ (8)イへ移動
- ~~オ 金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】~~ (8)ウへ移動
- ~~カ (財)日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】~~ (8)エへ移動
- ~~キ ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】~~ (8)オへ移動
- ~~ク 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】~~ (9)へ移動
- (6) その他損害賠償請求に関する援助 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実
- ア 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】(再掲：第4、1.(22))
- ~~イ 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】~~ (10)へ移動
- イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第4、1.(25))
 第18条(11)イに記載されているものを削除して移動。第11条(25)に再掲。
- (7) 刑事和解等の制度の周知
- ~~イ 法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】(再掲：第3、1.(12)エ及び(13)ア)~~ (5)イから移動

(8) 保険金支払いの適正化等

ウア ~~(財)財団法人~~自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。【国土交通省】 (5)ウから移動

ウイ 金融庁において、~~策定中の~~「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。【金融庁】 (5)エから移動

ウオ 金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】 (5)オから移動

(上記(8)ウに対する金融庁意見)

以下のとおり、修正されたい。

ウ 金融庁において、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談にとして寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為業務・運営については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見のとおり、修正することとしたい。

ウエ ~~(財)財団法人~~日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】 (5)カから移動

ウオ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】 (5)キから移動

(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当する制度の十分な運用

ウク 法務省において、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。【法務省】 (5)クから移動

(上記(9)の標題に対する法務省意見)
以下のとおり、修正されたい。

(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする
制度の十分な運用

(上記意見に対する内閣府意見)
御意見のとおり、修正することとしたい。

(10) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

≠ 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】 (6)イから移動

2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

[現状認識]

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な身体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被る。しかし、犯罪被害者等が、自ら、加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことが多いといわれている。また、犯罪被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などにより、遠い将来にわたって、経済的困窮に苦しむことになる者が少なくない。こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の身体的・精神的被害にも悪影響を与え、その回復を困難にするばかりか悪化させることにもなる。犯罪被害者等に対する損害のてん補については、加害者による実効的で十分な損害の実効的な賠償をが期待できない場合などには、
国等による積極的な救済制度が必要となである。現在、国が行っている主な制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定められたものがある。また、地方公共団体において、類似の趣旨の制度を設けている例もみられる。しかし、過酷な経済的負担・困窮に苦しむ犯罪被害者等にとっては、

犯罪等によって深刻な被害を受けた犯罪被害者等は、収入がなくなったり、長年にわたり療養費の出費に悩まされるなど、将来の生活の見通

~~しも立たない状態に置かれている者が少なくなく、現在の犯罪被害給付制度等~~では不十分であるとの指摘がある。

(上記〔現状認識〕に対する法務省意見)

「多くの犯罪被害者等は、～多大の損害を被る。」部分について「１．損害賠償の請求についての援助等（基本法第１２条関係）」の〔現状認識〕に対する指摘と同旨。ただし、給付金等による経済的補填の検討対象となるのは、専ら重篤な犯罪被害に係る犯罪被害者が中心であるとの認識を前提とするならば、犯罪被害者の範囲について誤解を与える懸念はないかもしれないが、「多くの犯罪被害者等は、～」という書きぶりは適切とは言えず、「犯罪被害者等の中には、～者も多い。」などとするのが適当である。

(上記意見に対する内閣府意見)

「１．損害賠償の請求についての援助等（基本法第１２条関係）」の〔現状認識〕中、「多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。」部分に係る意見（７項）に同じ。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第１３条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実

(上記 に対する岡村構成員意見)

「犯罪被害給付制度における被害にあう以前の生活水準まで近づけるための、給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実」と修正すべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

適切な表現について、検討会において御議論いただきたい。

罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度の創設

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設

医療費の無料化

~~その他~~医療保険利用の利便性確保

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。【警察庁】

(2) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

(43) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(上記(3)の標題に対する岡村構成員意見)

「(3) 国による補償を、被害にあう以前の生活水準に近づけるための制度及び財源に関する検討並に施策の実施」と修正すべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘の趣旨は理解できるが、「生活水準」の意味するものが必ずしも一義的ではないところ、具体的な水準を意味するならば、検討会のこれまでの議論では、検討のための会において、どこまでの経済的支援を行うべきかも含めて経済的支援制度のあるべき姿を検討することとされたところであって、ある一定の水準までの経済的支援を行うことで意見の一致をみたとは言い難く、付加するのは適当ではないと考える。

(34) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

3. 居住の安定（基本法第16条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなったり、その他犯罪被害に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる者が少なくない。また、配偶者等からの暴力（DV）のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求める必要のある場合もある。そうした犯罪被害者等にとって、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、安定した新たな居住先の確保が不可欠であるが、しかし、犯罪等による被害によってもたらされた経済的困窮などともあいまって、新たな居住先の確保が困難であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第16条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るた

めの施策として、

- ・ 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

公営住宅への優先入居

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の立て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずるとともに、[独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】](#)

(上記(1)アに対する国土交通省意見)

以下のとおり、修正されたい。

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。~~とともに、~~独立行政法人都市再生機構において、~~の機構~~賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、イを新たに追加し、イをウに

変更することとしたい。

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。【国土交通省】

イ 独立行政法人都市再生機構において、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】

ウ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルターへの人身取引被害者の一時保護委託の適正な運用に努める。【厚生労働省】

(上記(2)アに対する厚生労働省意見)

以下のとおり、修正されたい。

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への~~人身取引被害者~~の一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見のとおり、修正することとしたい。

イ 厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第2、2.(3)) 第15条(3)に記載しているものを再掲

キウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力（DV）被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターによる一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

（上記(2)ウに対する厚生労働省意見）

以下のとおり、修正されたい。

ウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力（DV）被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおけるよる一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

（上記意見に対する内閣府意見）

御意見のとおり、修正することとしたい。

エ 厚生労働省において、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図るとともに、一時保護から地域における自立した生活へとつなぐステップハウスとしての性格を有するサービスを通ずるなどして、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

（上記(2)エに対する厚生労働省意見）

以下のとおり、修正されたい。

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどによりとともに、一時保護から地域における自立した生活へとつなぐステップハウスとしての性格を有するサービスを通ずるなどして、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

（上記意見に対する内閣府意見）

御意見のとおり、修正することとしたい。

オ 児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）、人身取引以外の犯罪等に

よる被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】(再掲：第2、2.(4)) 第15条(4)に記載しているものを再掲。他の書きぶりとは平仄を合わせる。以下、カに同じ。

ウカ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保については、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、~~必要な調査を行い、~~社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、~~2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】~~

4 . 雇用の安定 (基本法第17条関係)

[現状認識]

犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減になるだけでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有する。犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係に支障を生じたり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤したりすることになるが、犯罪被害者等が被る身体的・精神的被害の重篤さや、刑事手続等による負担に関する雇用主や職場の知識の欠如・無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第17条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
事業主等の理解の増進
被害回復のための休暇制度の導入

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 事業主等の理解の増進

~~予~~ 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

~~(ア)ア~~ 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

~~(イ)イ~~ 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

~~(ウ)ウ~~ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

~~(エ)エ~~ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。【厚生労働省】

~~(オ)オ~~ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(「事業主等の理解の増進」に係る内閣府から厚生労働省への質問)

「事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口（事業主への教育的指導機能ももつ）も必要。」について、現在貴省において、「個別労働紛争解決制度」及びあらゆる分野の相談をワンストップで対応する「総合労働相談コーナー」の活用について取り組まれているところ、犯罪被害者等に関する労働問題についても当該制度及び当該相談コーナーによって対応することが可能ではないかと考える。

については、犯罪被害者等に関する労働問題に関して、当該制度及び当該相談コーナーの活用の可否を再度検討いただくとともに、

活用できない場合には、その理由を御教示願う。

(上記内閣府質問に対する厚生労働省回答)

総合労働相談コーナーにおいては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、情報提供、相談その他の援助を実施しており、現行制度においても職場の問題については、犯罪被害者であるか否かにかかわらず相談に応じているところであるが、相談内容について、専門的な担当機関・部署があるものについては、当該機関の紹介を行っている。

また、個別労働紛争解決制度の助言・指導制度、あっせん制度については、いずれも民事上の個別労働紛争を対象とし、法令・判例等を拠り所として紛争当事者間の話し合いを促すことにより紛争の解決を図るものである。したがって、犯罪被害者の保護に係る事業主の義務等のルール(法令・判例等)がない以上、事業主に対する働きかけを行うことは困難であり、国に対して特別の援助を求める意見に対しては、当該制度はなじまないものである。

(上記厚生労働省回答に対する内閣府意見)

新たに「(2)個別労働紛争解決制度の活用等」として、以下の2点を付け加えることとしたい。

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度についての周知を徹底するとともに、その適正な運用に努めていく。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、事業主との調整を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについての周知を徹底するとともに、その積極的な活用を図っていく。【厚生労働省】

(理由)

犯罪被害者等からは、「暗に犯罪被害者であることを理由にリストラの対象とされることがないよう指導していただきたい。」「『不幸な人のそばにいと不幸がうつる』などといわれるなどしてやめざるを得なくなった犯罪被害者等がたくさんいる。」との意見が出されている。

インターネット上において厚生労働省が広報しているとおり(h

<http://mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>) 総合労働相談コーナーでは、「労働条件、女性労働問題、募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の御相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けすることとしてい」と承知しており、犯罪被害者等の労働問題に関する相談に対しても、労働問題の専門的な担当機関・部署として、積極的に対応すべきと考える。

また、民事上の個別労働紛争を対象とする個別労働紛争解決制度の助言・指導制度、あっせん制度に関しても、「犯罪被害者の保護に係る事業主の義務等のルール」という特別のルールがないとしても、一般的な「事業主の義務等のルール」によって犯罪被害者等と事業主との間で生じた労働問題に対応することで、インターネット上において厚生労働省が広報しているとおり (<http://mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>) 「労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のため、労使慣行等を踏まえた適切な解決が図られる」よう、犯罪被害者等に対しても個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供すべきである。